

## 献 呈 の 辞

西村秀二先生は、1976年、上智大学法学部をご卒業され、引き続き同大学大学院法学研究科博士前期課程に進学されました。町野朔上智大学名誉教授のご指導のもと、刑法、特に、その当時最先端でありました刑事法における生命倫理などを学ばれたということです。1985年に同博士後期課程を終えられ、上智大学法学部助手を経て、富山大学経済学部経営法学科にご赴任されました。その後、同大学助教授、教授を経て、2004年、金沢大学大学院法務研究科にご着任されました。富山大学、金沢大学では刑法の授業をご担当され、特に本研究科では、刑法Ⅱ（刑法各論）と刑法演習の2科目を創立以来受け持つてられました。

研究に関しては、町野朔名誉教授とともに生命倫理についてのご研究に関する論文が多数あり、カナダへのご留学後は、スポーツ法の第一人者としてご著作があります。プロプレーヤー間で生じたスポーツ傷害に対する刑事責任の問題について、国家司法権が及ぶかという観点から研究され、先生が翻訳されておられるジョン・バーズ博士の「カナダにおけるスポーツと法」はスポーツを国家的事業と位置づけ監督・指導下におくため立法、そして監督官庁の設立などカナダの取組みをご紹介されました。アイスホッケーの事例などは非常に興味深く、カナダにおいて国民的スポーツであるゆえに規制の必要性が論じられています。伝統的な刑法とそして最先端の法領域の研究に携わり、その成果は教育の場で重厚な理論として本研究科学生に提供されました。

授業は、完全なるソクラテスメソッドであり、質問・回答を繰り返すことで学生に理解させるという授業形態でした。きちんとした回答を述べるためには、学生は個々に予習しなくてはならず、時に、学生から不満の声が出ることもありましたが、西村先生は一貫して、十分な予習は必ず君たちの力になるとそのような意見を一蹴しました。「神は直線を描かない」は先生の座右の銘で

あり、信念を貫き通されたそのご姿勢は、先生のスポーツマンシップ所以のもの和我々に映りました。このように、授業の姿勢は厳しいのですが、内容としてはわかりやすい授業で、ユーモアも随所にちりばめられ、学生からはとても楽しいという声が多かったです。また、刑法演習では、対審構造というべき学生同士も二つに分かれ、すなわち、被告人側意見と検察官側意見とに分かれ、学生同士が議論することで理解を深めるというスタイルを14年間貫かれました。法科大学院の教育の基礎である自ら学び、議論することでリーガルマインドを形成するという教育姿勢は見習うべきことが多く、先生がご退職後は誰が先生の役割を担うのかを考えますと不安が高まります。

西村先生とご一緒の14年間を思い出そうとすると、ラグーマンシャツを着て、今からサッカーのレフリーに行くとき手を振って出かけられた頃のお姿がまず最初に浮かんできます。もっと、もっとたくさんお話を伺っておけばよかったと後悔もしています。退職後はお忙しいというお話も伺っておりますが、是非、あの明るい笑顔で法務研に来てくださる時を心待ちにしています。学生だけでなく私たちの師として永遠に西村先生は我々の刑法の先生です。西村先生、14年間、本当にありがとうございました。

金沢大学大学院法務研究科長

佐藤美樹

## 献 呈 の 辞

長谷川隆先生は1952年に長野県でご誕生後、当地で高校まで過ごされ、金沢大学法文学部法学科に進学されました。金沢城址にありました丸の内キャンパス内で法律を学ばれ、1975年にご卒業されました。同年4月より日本長期信用銀行にご就職されたため、東京でのご勤務になりましたが、銀行勤務の間も学究への情熱を失うことはなく、その後、東京大学大学院法学政治学研究所に進学され、民法、特に不当利得に関する研究を開始されました。

1988年同研究科博士課程を終えられ、同年、富山大学経済学部経営法学科専任講師として東京より富山に移られ、同大にて、助教授、教授となられ、2004年金沢大学大学院法務研究科創立と同時に、本研究科教授として赴任されました。

本研究科では2004年より導入科目である法学入門をご担当され、本研究科の学生に法学概論、民法の概要、パンデクテン体系を始めとする民法の初歩を教えられ、学生たちがその後始まる民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの授業をしっかりと理解できるよう基礎知識をわかりやすく教えてこられました。特に、法学部以外からの未修者にとっては生まれて初めて接する法学であり、その後司法試験を受験し、現在も法曹として活躍している修了生は皆、長谷川先生の法学入門の授業が始点となっています。その後、長谷川先生は2年生の民法演習Ⅰをご担当され、たくさんの資料を用いた非常にわかりやすい演習として定評があります。また、並行して、本学法学類でも、民法第二部を受け持たれ、法学類の学生さんからも先生の授業は非常に人気があると伺っております。

主たる研究対象は債権法であり、特に、教師による体罰に関する民事責任については判決に引用されるほど影響力がある研究であり、本研究科でも千葉大法科大学院との連携授業「現代法の諸問題」をご担当いただいた際、「学校教育中の指導死に対する損害賠償について」を学生とともに聴講させていただく

機会がありました。明快な論理でわかりやすく、また現在、私たちの身の回りで期せずして生じるトラジディであり、学生と一緒にこの問題を深く考えることができました。

同僚としては、美術の造詣が深く、この14年間、絵画や故郷の長野のお話しなどいつも明るく優しくして下さい、笑顔を絶やさず、学生にも私たちにも優しく接して下さいました。長谷川先生のご退職を迎える日がくることにいまだ現実感がなく、今までのようにずっとずっと一緒に教育、研究をしていくのが当然であることを祈るような気持で、現在過ごしています。でも、この献呈の辞を先生が読まれる時には、その日が現実として訪れることになるのであるとすると、長谷川先生のご退職後の第二の人生が金沢大で過ごされた14年間を超えて充実したものになるように、大きく明るい声でお見送りできればと思います。そして、何よりも、輝かしい日々を私たちにお与え下さったことに感謝の気持ちを表したいと思います。後に続く私たちは先生の踏み固めた途に歩を進め、より強固により大きくしていこうと決意を新たにして、頑張りたいと思います。本当に、ありがとうございます。いつまでもお元気で過ごしてください。

金沢大学大学院法務研究科長

佐藤美樹